最終更新日：2017年7月28日
ワタミ株式会社
代表取締役社長　清水　邦晃
問合せ先：03-5737-2288
証券コード：7522
https://www.watami.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

ワタミグループは「地球上で一番たくさんのありがとうを集めるグループになろう」をスローガンとして、ステークホルダーの皆さまから感謝されるような存在になることを目指しております。
社会に信頼される企業であり続けるため、株主の皆様の権利を尊重し、経営の公平性・透明性を確保するとともに、取締役会を中心とした自己規律のもと、株主の皆様に対する受託者責任・説明責任を十分に果たしてまいります。同時に、経営ビジョンを具現化するため、コーポレートガバナンスを経営上の重要課題と位置付け、的確かつ迅速な意思決定・業務執行体制ならびに適正な監督・監視体制の構築を図るとともに、多様な視点、長期的な視点に基づいたコーポレートガバナンス体制を構築することを基本姿勢としております。
また、商品・サービスの提供を通じて、株主・顧客・従業員・取引先・社会に対する価値創造を行うことにより企業価値を向上させてまいります。その実現のために、時代の変化に対応した事業展開、積極的なイノベーションを進めるとともに、上場企業として中長期的かつ安定的に経済的価値を生み出すことの両面を高い水準で維持・向上させる最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】（議決権の電子行使の環境づくり、招集通知の英訳）
当社は、書面による議決権行使制度を採用しており、現状で議決権行使に大きな支障はないものと考えているため、電子行使制度は採用しておりません。招集通知の英訳については、スケジュールと内容の正確性担保の問題があることと、現状での外国人株主の議決権行使状況に特に問題はないと認識しているため、実施しておりません。今後につきましては、議決権行使状況及び機関投資家や海外投資家の比率などの動向をみて、必要だと判断した場合は採用する考えです。

【補充原則4-8-2】（筆頭取締役の互選、経営陣・監査役および監査役会との連携）
今般の株主総会でご承認賜り、独立社外取締役は2名となりましたが、現時点では、「筆頭独立社外取締役」は指名しておりません。社外取締役には、取締役会において積極的に議論に参加し、それぞれの識見に基づき活発な意見交換を行ってもらう観点から「筆頭独立社外取締役」を指名しておりません。今後、ベストパフォーマンスのために必要に応じて指名を検討してまいります。

【補充原則4-10-1】（取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化）
当社は独立社外取締役が取締役会の過半数に達しておりませんが、社外監査役を含めた社外役員は過半数となっております。また、当社のコーポレートガバナンス体制の強化に向けた活発な議論を通じて、適切な関与・助言を得る体制となっており、現時点においても有効な体制であると考えておりますが、今後、任意の諮問機関の設置なども検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】（政策保有株式）
政策保有株式につきましては、保有状況を有価証券報告書で開示しておりますが、毎期、保有の是非を検討し、企業価値の向上につながらないものについては株価の動向をみながら売却を進めます。議決権につきましては、発行会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上につながるかどうかを判断基準として、適切に行使します。

【原則1-7】（関連当事者間の取引）
取締役が子会社等（完全子会社を除く）の社長等を兼務し、取引の相手方となって当社と取引をする場合など、取締役の競業取引や利益相反取引については、取引内容を示して取締役会の承認を受けております。
また、主要株主との取引については、会社や株主共同の利益を害することのないよう、一般的取引と同様に、担当取締役等の事前の確認及び必要に応じて取締役会に付議するなど、会社に不利益とならない体制を整えております。

【原則3-1】（情報開示の充実）
(1)当社は、すべてのステークホルダーから正しく理解され、信頼される企業になるため、法令や規則、当社のIRポリシーに従って情報開示を行います。法令や規則に該当しない事柄であっても、投資判断に影響を与える情報については積極的かつ継続的に開示を行います。
以下につき当社ホームページに掲載しております。

1)経営理念　https://www.watami.co.jp/corporate/idea/
2)環境貢献　https://www.watami.co.jp/csr/environment/
3)社会貢献　https://www.watami.co.jp/csr/social/
4)安全・安心　https://www.watami.co.jp/csr/safety/
5)CSR報告書　https://www.watami.co.jp/csr/report/
6)社会貢献団体への支援 https://www.watami.co.jp/friendship_square/assist/
7)IR情報　https://www.watami.co.jp/ir/

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「1．基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3)当社の役員報酬は、業績との連動ならびに企業価値創造の対価として適切なインセンティブを構成することにより、優秀な経営人財を生み、ま

た確保し、上場企業として持続的な発展に資することを目的とした方針を定めております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっては、その能力、経験及び知識が職務を遂行するにふさわしいかどうかを判断した上で代表取締役が提案し、取締役会で決議を行います。

(5)株主総会招集通知に候補者の概要について公表しております。

【補充原則4-1-1】(取締役会の判断・決定、経営陣に対する委任の範囲の開示)
取締役会は、法令により取締役会の専決とされる事項および社則に定める重要な業務執行を決定しております。

【原則4-8】(独立社外取締役の有効な活用)
当社は、社外取締役の有用性について十分認識しており、社外取締役の質疑・意見による取締役会における議論の活性化、及びさまざまな観点での意見提示を通じた適切な意思決定や監督の実施等、社外取締役の活用は当社のコーポレートガバナンスを適正に機能させ、また実効性のあるコーポレートガバナンスの確立に資すると判断しております。当社では、業務執行取締役と社外取締役を含む非業務執行取締役を明確に区分しております。

【原則4-9】(社外取締役の独立性判断基準および資質)
独立社外取締役は、取締役会より独立した立場から大局的に判断し、新しい価値の創造を起こす役割を担っていると考えます。その上で、客観的かつ長期的な展望で、重要な経営方針・戦略の策定及び決定、業務遂行の監督を行うために、多様な経歴・経験・属性をもつ精神的にも経済的にも独立した社外取締役を指名してまいります。独立社外取締役の指名にあたっては、東京証券取引所が定める独立性基準に基づき指名してまいります。

【補充原則4-11-1】(取締役の選任方針等の開示)
当社取締役会の構成員は、当社の事業規模を勘案し、定款において、取締役は15名以内、監査役は5名以内と定めており、現在取締役は6名、監査役は3名であります。社内取締役4名は、能力、知識及びこれまでの職務経験を通じて的確な経営判断を下せる者を選任しております。独立社外役員については高い識見、豊富な経験及び各人の資質の多様性の観点から選任しております。
また、取締役会構成員9名のうち、独立社外役員が5名(社外取締役2名、社外監査役3名)であり、取締役会において独立した中立的な立場からの意見を踏まえた議論が可能となっております。

【補充原則4-11-2】(取締役のほか上場会社の役員兼任状況の開示)
株主総会の事業報告書、参考書類、有価証券報告書等の開示書類にて開示しております。

https://www.watami.co.jp/ir/

【補充原則4-11-3】(取締役会の実効性分析・評価の実施と開示)
コーポレートガバナンス・コードの制定を受けて、当社として取り組むべき事項についてこれらの実践のため、当社が具体的に取り組むべきことを明確にし、株主の皆様への説明責任を果たすため、平成28年3月25日に、「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」を制定し、当社ホームページに公表させていただきました。
また、平成29年3月に、取締役・監査役全員による取締役会の実効性の評価を実施致しました。アンケートによる評価結果の分析を行うとともに、課題の洗い出しを実施し改善に取り組んでおります。

【補充原則4-14-2】(取締役・監査役のトレーニング方針の開示)
取締役・監査役に対して、それぞれの役割や責務を果たす上で必要になるトレーニングの機会を継続して提供します。日本コーポレート・ガバナンス・ネットワークに加入し、各取締役・監査役には、各種セミナー・シンポジウム・研修への参加を通じて、有用な情報の入手及びスキルの習得に加え人的ネットワークの構築を推奨しております。
社外役員に対しては、当社の経営戦略や事業の内容・状況等の理解を深めるため、就任時にこれらの説明を行うとともに、適宜、工場・事業拠点の見学、担当役員からの説明等を行います。

【原則5-1】(株主との建設的な対話に関する方針)
当社は、中長期的な視点を持ち、受託責任を適切に果たす株主・投資家との対話は、適切な情報開示と対話そのものに価値があると考えています。従って、株主・投資家との対話を合理的な範囲で役員及びIR担当にて積極的に行う方針です。
情報開示については、当社ホームページに、東証開示資料、決算短信、有価証券報告書、財務データの他、近況について月次で国内外食の既存店前年対比実績、宅食の調理済み商品のお届け数等を掲載しております。

https://www.watami.co.jp/ir/

・対話に際してのインサイダー情報の管理は、内部者取引防止規程を策定し、未然防止に注力しております。特に、自社株売買については、一定のルールの下で実施しております。また、役員及び社員に対しては、継続的な教育を行っております。
・個別面談のほか、決算情報や経営戦略に関する説明会を行います。
・目標とする経営指標を達成するための戦略を分かりやすく説明します。
・対話において把握した株主や投資家の意見などは、取締役会で報告を行い、情報の共有及び活用を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社アレーテー	10,462,325	25.09
サントリー酒類株式会社	3,341,100	8.01
ワタミ株式会社	2,592,803	6.21

アサヒビール株式会社	1,780,000	4.26
株式会社神明	1,750,000	4.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	812,600	1.94
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	799,300	1.91
株式会社横浜銀行	645,405	1.54
ワタミ従業員持株会	639,304	1.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	476,000	1.14

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中堤　康之	他の会社の出身者											○
金田　勇	公認会計士											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中堤　康之	○	―――	社外取締役の中堤康之氏は、会社経営に関する豊富な経験や知見をもとに、取締役会で積極的にご発言いただき、社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。同氏と当社との間には特別な利害関係はないため、一般株主と利益相反が生ずることはないと判断し、独立役員として指定いたしました。

金田　勇	○	―――	社外取締役の金田勇氏は、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、会計士・税理士として会計・税務に関する豊富な経験や知見をもとに、取締役会で積極的にご発言いただき、社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。同氏と当社との間には特別な利害関係はないため、一般株主と利益相反が生ずることはないと判断し、独立役員として指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人においては、四半期に1 回開催されるミーティングにおいての業務報告の他、必要に応じて情報交換を行い、密接な連携を保ち、相互の連携を深めております。

また、監査役、内部監査部門においては、業務管理部が内部監査および内部統制に関わる体制整備を行うとともに、各事業ごとに監査部門を設置し、内部監査を実施しております。また、その結果については、監査役とも共有し、不備事項の改善に役立てております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
千葉　徹	他の会社の出身者										△			
中西　茂夫	他の会社の出身者										△			
武藤　多賀志	他の会社の出身者										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
千葉　徹		社外監査役の千葉徹氏は、過去に、当社の取引先である株式会社横浜銀行の業務執行者として勤務しておりました。なお、当社は、株式会社横浜銀行との間に資金借入等の取引関係があります。	社外監査役の千葉徹氏は、銀行において長年企業金融業務を担当した経歴があり、財務及び会計に関する豊富な経験や知見を有しております。
中西　茂夫		社外監査役の中西茂夫氏は、過去に、当社の取引先である三陽物産株式会社の業務執行者として勤務しておりました。なお、当社は、三陽物産株式会社との間に酒類・食品仕入等の取引関係があります。	社外監査役の中西茂夫氏は、酒類・食品総合卸売商社の役員としての豊富な経験や知見を有しております。
武藤　多賀志		社外監査役の武藤多賀志氏は、当社の取引先であるサントリー酒類株式会社の執行役員を兼務しております。なお、当社とサントリー酒類株式会社との間に間接的な商品仕入等の取引関係があります。	社外監査役の武藤多賀志氏は、酒類・販売メーカーの執行役員としての豊富な経験や知見を有しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

取締役に対して、年度ごとの業績連動インセンティブ制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明 更新

ストックオプションは、当社の業績向上のための士気向上を目的として実施したものです。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役73百万円
監査役8百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

当社におきましては、社外取締役2名、社外監査役3名が選任されており、社外監査役のうち1名が常勤監査役としてグループ内の監査に従事しております。社外取締役及び社外監査役の業務を担保するために、経営企画本部及び経営管理本部がサポートを行うべく連携を密にしております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

更新

当社は、各事業部門の権限と役割、収益責任を明確化していくとともに、経営管理本部においてグループ全体の経営管理体制を構築しております。

当社の取締役は15名以内とする旨定款に定めております。

当社の社外取締役は2名であります。当社では、コーポレート・ガバナンス体制の強化のため、社外取締役を選任しております。今後とも当社に最適なコーポレート・ガバナンスを目指しつつ、当社の社外取締役として最適な人材の確保に努めてまいります。

当社の社外監査役は3名であります。当社では、社外からの経営監視機能を取り入れるため、これらの社外監査役を選任しております。

当社は取締役会規程を制定して法定の事項はもとより当社の経営に関する重要事項は取締役会決議によって決定しております。

監査役監査は、監査役会が決定した監査計画に基づいて厳格に行なわれております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

更新

当社におきましては、取締役4名、社外取締役2名、社外監査役3名の体制としておりますが、これにつきましては、取締役会における意思決定の有効性、効率性を高めるとともに、その内容について、社外監査役の牽制機能を確保することを目的に、現在の体制としております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	個人株主が多いため、より多くの株主が参加できるよう、集中日を避け、土曜日・日曜日に開催する事を基本方針としております。 業績等を踏まえ、平日の開催とする場合があります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	株主総会終了後に全国主要都市にて開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	5月、11月の決算発表後開催しております。各回約100名が参加しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算短信、決算説明会資料、外食月次売上等の近況報告をはじめ適時開示文を掲載しております。 https://www.watami.co.jp/ir/	
IRに関する部署（担当者）の設置	広報部にて行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	グループ経営目的において、ステークホルダーの立場の尊重について記載しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	国連の持続可能な開発目標（SDGs）を念頭に、環境委員会を4半期に1回開催し、エコファースト企業として外食業界をリードするように先進的な環境目標を掲げ推進しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

① 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

ⅰ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. コンプライアンス体制の基礎として、「ワタミグループ憲章」「ワタミグループ社員としての行動基準」を定め、企業理念の基本姿勢を明確にするとともに、その周知徹底を図ることとする。

イ. 全社員が定期的に実施される研修会において、企業理念に関して継続的に啓蒙教育を実施する。

ウ. 執行部門から独立した内部監査部門を置き、内部監査規程に基づき定期監査及び臨時監査を行うこととする。

エ. 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞無く取締役会において報告するものとする。

オ. 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報体制として、当社とは独立した組織である「ワタミヘルプライン」を設け、社内通報規程に基づきその運用を行うこととする。

カ. 監査役は当社の法令遵守体制及び社内通報体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

ⅱ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、情報管理規程、文書管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で定められた期間、保存・管理することとする。

ⅲ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 当社は、当社の業務施行に係るリスクに関して、個々のリスクの領域毎に、当該リスクに関する事項を統括する担当取締役又は執行役員が、それぞれのリスク管理体制を整えることとする。

イ. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

ⅳ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定時に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。

イ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

ⅴ 当社及び当社子会社（以下「グループ会社」という）から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する「ワタミグループ憲章」「ワタミグループ社員としての行動基準」を定め、これを基礎として、グループ会社の各社で諸規程を定めるものとする。

イ. グループ会社はすべて取締役会、監査役設置会社とし、当社の取締役または使用人が子会社の取締役、監査役に就任し、グループ会社の業務の適正を監視できる体制とする。

ウ. グループ会社の経営については、毎月開催される取締役会で子会社の取締役から業務執行状況、財務状況その他の重要情報について定期的に報告するものとする。

エ. グループ会社において、法令及び社内規程等に違反またはその懸念がある事象を発見した場合には、当社の主管部署及び監査役に報告する体制とする。グループ会社のリスク管理体制については、主管部署が総合的に指導及び支援を行うものとする。

オ. 当社の内部監査担当者は、グループ会社に対する内部監査を定期的に実施し、業務の適正性を監査する。内部監査担当者はその結果を、適宜、当社監査役及び代表取締役に報告するものとする。

ⅵ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

ア. 監査役の職務を補助する使用人について、取締役会は監査役と十分協議を行い、必要に応じて当該使用人を任命及び配置する。

イ. 監査役を補助すべき使用人の評価、異動等については監査役に意見を求め、その意見を尊重する。

ⅶ グループ会社の取締役及び使用人並びに当社子会社の監査役が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

ア. 監査役は、取締役会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、グループ会社の取締役及び使用人並びに当社子会社の監査役から職務の執行状況や会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項等について報告を受けるものとする。

イ. グループ会社の取締役及び使用人並びに当社子会社の監査役は、取締役会に付議する重要な事項、その他重要な決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況等を監査役に報告するものとする。

ウ. グループ会社の取締役及び使用人並びに当社子会社の監査役は、当社監査役から業務執行に関する報告を求められたときは、迅速かつ的確に対応するものとする。

エ. ワタミヘルプラインの通報状況について、当社の主管部署は監査役が出席するコンプライアンス委員会で報告を行うものとする。

オ. 本項ア及びエの報告・通報をした者に対して、報告・通報をしたことを理由とする不利な取扱いをすることを、内部通報規程及び就業規則等により禁止している。

ⅷ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行うものとする。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

ⅰ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を定期的に開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

「ワタミグループ憲章」「ワタミグループ社員としての行動基準」を基に、各種研修会等において、企業理念に関する研修を実施しております。

執行部門から独立した内部監査部門がグループ会社の各部門に赴き、定期監査及び臨時監査を実施することで、リスクや対応の見直しを行い内部統制システムの質的向上を図るとともに、内部統制システムの重要性と順守の教育を実施しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み策定した監査実施計画に基づき、内部統制の有効性の評価を実施しました。
ワタミヘルプラインを常設し、コンプライアンス違反行為や疑義のある行為等を報告したものが、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して不利な取扱いを行わないよう徹底しております。
また、大規模災害等を想定した対策訓練、帰宅困難者のための物資の確保等、不測の事態に備えております。

ii　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会議事録及び関係書類等、取締役の職務の執行に係る各書類については、いずれも関係法令及び関連する社内規程に従って適切に保存及び保管しています。

iii　損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスクマネジメントにつきましては、企業経営に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策を実施することとしており、リスク管理担当部門がリスクの識別、分類、分析、評価についての定期見直しを実施し、対応策の実施状況の検証を行いました。

iv　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
「② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要　i　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」に記載の通り、取締役会を開催し、各事業部門の執行状況の把握をするとともに、重要事項について協議し、機動的な意思決定を行いました。
当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、平成29年3月24日開催の取締役会において、執行役員の選任を行いました。

v　グループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
「② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要　i　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」に記載の通り、取締役会を開催し、グループ会社に対して、その営業活動を把握し、一定基準に該当する重要事項についての報告を義務とし、その遂行を承認するなど適切な経営がなされることを監督する体制を整備しております。また、各種研修会等において、企業理念に関する研修を実施しております。

vi　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
取締役会は、監査役の求めに応じて監査役と十分協議を行い、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を任命及び配置する体制を整えております。また、当該使用人の評価、異動等に関しては監査役に意見を求め、その意見を尊重する体制を整えています。

vii　グループ会社の取締役及び使用人並びに当社子会社の監査役が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
ア. 監査役は、取締役会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、グループ会社の取締役及び使用人並びに当社子会社の監査役から職務の執行状況や会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項等について報告を受けるものとしております。
イ. グループ会社の取締役及び使用人並びに当社子会社の監査役は、取締役会に付議する重要な事項、その他重要な決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況等を監査役に報告しております。
ウ. グループ会社の取締役及び使用人並びに当社子会社の監査役は、当社監査役から業務執行に関する報告を求められたときは、迅速かつ的確に対応するものとしております。
エ. ワタミヘルプラインの通報状況について、当社の主管部署は監査役が出席するコンプライアンス委員会で報告を行っております。
オ. 本項ア及びエの報告・通報をした者に対して、報告・通報をしたことを理由とする不利な取扱いをすることを、内部通報規程及び就業規則等により禁止しています。

viii　当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1)　反社会的勢力排除に向けた体制
当社グループは、公共の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体からの不当な要求等を一切排除する。グループ内において反社会的勢力との関係遮断を周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には速やかに担当部署へ報告・相談し、関係行政機関や法律専門家と緊密に連携して適切に対処する体制を構築している。

2)　反社会的勢力排除に向けた体制の運用状況の概要
お取引先様の契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取り組みを継続的に実施しております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

<適時開示体制に係る社内体制について>
当社では、常に投資家の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行うため、適時開示に該当すると想定される重要な会社情報に関しては、当該情報の管轄部門から適宜、代表取締役及び情報開示責任者である経営管理本部担当役員に報告され、開示の要否を決定する体制を構築しております。
また、当社の役職員は、内部情報管理規定に基づき、業務上知り得た内部情報を厳重に管理し、漏洩の防止に努めております。
開示については、経営管理本部担当役員及び経営管理部門、法務部門、広報部門の各責任者と当該情報の管轄部門の責任者において、開示時期、開示内容等の適時開示に必要な決定を迅速に行い、速やかに東京証券取引所の適時開示情報システム（T Dnet）により開示資料を提出するとともに、開示資料が公衆の縦覧に供された後は速やかに当社のホームページで閲覧できるようにしています。
　なお、重要事実ではなくとも投資家の判断に影響を及ぼす可能性のある情報については、主幹事証券会社、監査法人、弁護士等のアドバイスを得て情報開示の判断を行っております。

■コーポレートガバナンス体制図

